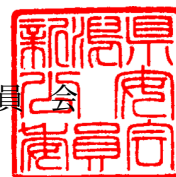


- 1 納付命令を受ける者
下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者
- 2 納付命令の内容
放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付
- 3 納付命令の理由
弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実

上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令します。

なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の4第11項の規定に基づき、この命令によつて放置違反金を納付したものとみなされます。

新潟県公安委員



- 1 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。
- 2 処分の取消しの訴えについて
(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
(3) ただし、上記1（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

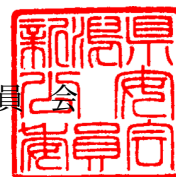
[illegible]

放置違反金公示納付命令書

- 1 納付命令を受ける者
下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者
 - 2 納付命令の内容
放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付
 - 3 納付命令の理由
弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実
上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令します。
- なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の4第11項の規定に基づき、この命令によつて放置違反金を納付したものとみなされます。

令和8年 9月25日

新潟県公安委員会



（ 教 示 ）

- 1 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。
- 2 処分の取消しの訴えについて
(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

弁明通知書番号
46-103-260818-257019
46-103-260819-264598
46-103-260822-264599
46-103-260822-264600
46-103-260822-273536
46-103-260822-273537
46-106-260802-266721
46-107-260816-273195
46-107-260818-273174
46-107-260819-273111
46-107-260821-273175
46-110-260819-268499
46-110-260819-272906
46-110-260819-272907
46-110-260820-268485
46-110-260820-268486
46-110-260820-272923
46-112-260813-271192
46-112-260818-271193
46-117-260823-248351

弁明通知書番号
46-119-260802-259737
46-119-260803-266532
46-119-260819-014008
46-119-260819-269994
46-119-260820-014004
46-119-260820-269988
46-119-260821-014002
46-119-260821-014005
46-119-260821-259655
46-119-260822-016001
46-119-260822-016003
46-119-260822-016005
46-119-260822-016006
46-119-260823-269995
46-125-260821-260298
46-136-260804-012013
46-136-260816-252250
46-136-260819-013004
46-136-260820-013002
46-136-260820-013003

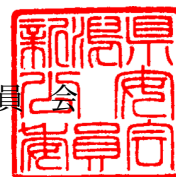
[illegible]

放置違反金公示納付命令書

- 1 納付命令を受ける者
下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者
 - 2 納付命令の内容
放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付
 - 3 納付命令の理由
弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実
上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令します。
- なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の4第11項の規定に基づき、この命令によつて放置違反金を納付したものとみなされます。

令和8年 9月28日

新潟県公安委員会



（ 教 示 ）

- 1 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。
- 2 処分の取消しの訴えについて
 - (1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
 - (3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

弁明通知書番号
46-103-260825-271427
46-103-260825-271428
46-103-260825-273539
46-103-260825-273540
46-103-260825-273551
46-103-260825-273553
46-107-260825-253371
46-107-260825-253372
46-107-260825-253373
46-107-260825-268575
46-107-260825-268576
46-107-260825-272464
46-107-260825-272496
46-107-260825-272497
46-107-260825-272498
46-119-260803-015024
46-119-260825-014004
46-119-260825-014009
46-119-260825-014010
46-119-260825-016001

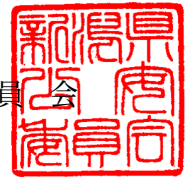
弁明通知書番号
46-119-260825-016002
46-119-260825-269989
46-126-260825-271053
46-137-260825-268956
46-137-260825-268957
46-138-260818-274154
46-138-260823-274207
46-138-260824-271921
46-138-260824-274210
46-138-260825-006004
46-138-260825-006005
46-138-260825-007003
46-138-260825-007005
46-138-260825-007010
46-138-260825-273414

放置違反金公示納付命令書

- 1 納付命令を受ける者
下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者
- 2 納付命令の内容
放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付
- 3 納付命令の理由
弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実
上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令します。
なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の4第11項の規定に基づき、この命令によつて放置違反金を納付したものとみなされます。

令和8年 9月29日

新潟県公安委員会



（ 教 示 ）

- 1 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。
- 2 処分の取消しの訴えについて
(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

弁明通知書番号
46-103-260828-273542
46-103-260828-273543
46-103-260828-273557
46-107-260826-269067
46-110-260826-268487
46-119-260826-014002
46-119-260827-014003
46-119-260827-014004
46-119-260828-015001
46-124-260818-272001
46-125-260827-260299
46-136-260826-010001
46-136-260827-010002
46-136-260827-010005
46-136-260827-010007
46-136-260828-010001
46-136-260828-010007
46-136-260828-010011
46-138-260826-006003
46-138-260826-006006

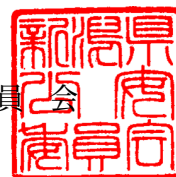
弁明通知書番号
46-138-260826-006007
46-138-260826-007005
46-138-260826-007009
46-138-260826-274114
46-138-260826-274244
46-138-260827-006004
46-138-260827-006006
46-138-260827-006007
46-138-260827-007001
46-138-260827-007002
46-138-260827-007011
46-138-260827-007015
46-138-260828-006001
46-138-260828-007002

- 1 納付命令を受ける者
下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者
- 2 納付命令の内容
放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付
- 3 納付命令の理由
弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実

上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令します。

なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の4第11項の規定に基づき、この命令によつて放置違反金を納付したものとみなされます。

新潟県公安委員



- 1 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。
- 2 処分の取消しの訴えについて
(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
(3) ただし、上記1（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

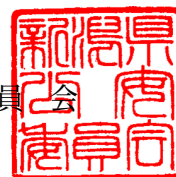
[illegible][illegible]

- 1 納付命令を受ける者
下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者
- 2 納付命令の内容
放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付
- 3 納付命令の理由
弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実

上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令します。

なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の4第11項の規定に基づき、この命令によつて放置違反金を納付したものとみなされます。

新潟県公安委員



- 1 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。
- 2 処分の取消しの訴えについて
(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

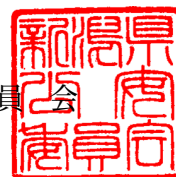
[illegible][illegible]

- 1 納付命令を受ける者
下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者
- 2 納付命令の内容
放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付
- 3 納付命令の理由
弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実

上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令します。

なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の4第11項の規定に基づき、この命令によつて放置違反金を納付したものとみなされます。

新潟県公安委員



- 1 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。
- 2 処分の取消しの訴えについて
(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
(3) ただし、上記1（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

[illegible][illegible]